

地域・職域薬剤師会 会長各位

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、地域支援体制加算について医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者への適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、保険医療機関・保険薬局に対する加算について、特例措置を講ずることいたしました。

具体的には、令和5年4月1日～12月31日までの間の9か月間、追加となる施設基準を満たせば特例措置として「地域支援体制加算」に1点 or 3点を上乗せして算定ができます。

追加となる施設基準は

- 1.後発医薬品調剤体制加算に係る届出を行っていること。
 - 2.当該保険薬局の存する地域の保険医療機関又は保険薬局（同一グループの保険薬局を除く。）に対する在庫状況の共有、医薬品の融通などを行っていること。
 - 3.上記2の取組に関する事項について、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。
- となっています。

詳しくは本会ホームページ（会員ページ）ニュース欄「令和5年4月1日からの医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置について」をご覧ください。

公益社団法人 神奈川県薬剤師会

TEL:045-761-3241 Fax:045-751-4460
